

私は、議案第 8 号野田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場で討論を申し上げます。

今回の主な改正の内容に関しましては、民法の一部改正を受けてということで、入居の手続きに関する規定の整備ということです。

保証人をなかなか立てられない、特に高齢者であったり独り暮らしの方にとって見れば、保証人を立てるといことがかなりのハードルであったわけですが、そのような手続きの中で、改正されたという背景はやはり重要だと思っております。

また、反対の討論をお聞きする中で、野田市の太子堂団地の用地の廃止について述べられておりましたが、市営住宅の改修その他のですね、対策も野田市は取っております。

ただ、住居というものは人の暮らしにとって、権利にとって重要なところではありますが、長寿命化を図りながらよりよい方策をとっていただき、公共施設の更新に関する個別の計画を立てられる時期に来ていると思いますので、ぜひそう言ったお声を反映していただきながら、個別計画の策定に臨んでいただきたいと意見を付しまして賛成といたします。